2026年10月17日

タクシー領域における電気自動車等の運行管理およびエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータ取得業務（車両運行関係）に係る入札説明書

タクシー領域における電気自動車の運行管理およびエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータ取得業務（車両運行関係）（以下「本件業務」という）の調達に関わる入札等について、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定める。

1. 発注者
GO株式会社（以下「GO」という）

2. 業務仕様
(1) 件名
タクシー領域における電気自動車の運行管理およびエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータ取得業務（車両運行関係）
(2) 業務内容
別紙1仕様書による。
(3) 契約期間
データ取得に用いる車両登録日から本件業務の対象となるリース契約の満了日または2027年3月31日のいずれか早い日まで。ただし、本研究開発のため必要とGOが判断した場合、GOが指定する契約期間に更新されるものとする。
(4) 履行場所
別紙1仕様書による。

3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 道路運送法第4条第1項に基づく国土交通大臣の許可を取得している同法第9条の三第1項に定める一般乗用旅客運送事業者であり、かつ、営業区域が別紙2に定める交通圏に含まれていること
(2) 参画表明書をGOに提出しており、または、参画表明書の提出と同様の意向表明を行っており、次回以降の入札を含め、参画表明書等に記載された導入予定台数を満たすまで電気自動車を導入する見込みがあること
(3) 別紙1仕様書4.(2)に定めるEV車両の調達を行える見込みがあり、2以上の者から取得した見積書などのそれを証する書類を提出することができること。なお、本入札の公示後、入札書等の受領期限までの間に取得された見積書を提出すること。
(4) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者でないこと
(5) 国土交通省その他関係行政機関からの行政処分により、一般乗用旅客運送事業の実施が困難になる恐れがないこと
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと

4. 入札書の提出
(1) 入札書等の受領期限
2026年11月20日
(2) 入札書等の提出方法

(3)に定める書類一式を、メールまたは簡易書留にて送付すること
【提出先】
メールアドレス：
gx_contact@goinc.jp 等
GO 株式会社 GX 事業本部宛て
住所：
〒106-0041
東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
麻布台ヒルズ森 JP タワー23 階
GO 株式会社 GX 事業本部宛て

(3) 提出書類
1 入札書
2 リース会社見積書

5. 開札の取扱い
(1) 開札の日時
2026年11月24日
(2) 開札の手順
当日の立ち会いは不要。開札の結果は電話またはメールにより連絡する。

6. 落札者の決定方法
交通圏ごとおよび車種ごとの募集台数と最低成立台数を別紙 2 に定める。導入予定台数の合計が交通圏ごとおよび車種ごとの募集台数を満たすまで、交通圏ごとおよび車種ごとに、当該応札者が取得したリース会社の月額リース料（税金、保険料、オプション料金を除く。以下同じ。）の見積価格のうち最も低い価格を応札価格とし、応札価格が低い順番に落札者とする。また、落札者の導入予定台数の合計が、交通圏ごとおよび車種ごとの最低成立台数に満たない場合には当該交通圏については落札者なしとする。なお、GO が本件業務の対価として支払う価格は別表 1 に定める方法により算出した月額とする。
ただし、上記に関わらず、落札者となるべき者の応札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときには、入札価格が次点の者を落札者とする場合がある。

7. 契約書等の作成
(1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定した時は、発注者は落札者に契約書（案）を交付し、落札は遅滞なく契約書(案)に記名押印し、契約書の取り交わしを行うこと。
(2) 落札者が契約書（案）を速やかに提出しないときは、落札を取り消しすることがある。
(3) 契約条項は別紙 3「電気自動車等の運行管理およびデータ取得業務（車両運行関係）委託契約」による。

8. その他
(1) 連絡先
GX 事業本部　Mail: gx_contact@goinc.jp
(2) 留意事項
1 入札書等の作成・提出に関する費用は、入札者の負担とする。
2 入札書等に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものは、本プロジェクトに係る以後の入札に参加することはできな

い。
3 入札書等の受領期限以降、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。
4 提出書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、上記の連絡先に質問を行うこと
5 提出書類は事業者としての決定であることを要し、提出書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴収をする場合がある。
6 受託者との契約内容など本業務に関して GO が知り得た一切の情報について、必要に応じてこれを NEDO および経済産業省に情報共有する場合がある。

別表 1

本件業務の業務委託料は、車両ごとに以下のうち最も低い金額を算出し、その合計とする。

1　月額リース料の見積価格のうち最も低い金額に対し、月額リース料の支払い時期ごとに以下に定める負担割合を掛けた金額。

支払い期間	負担割合
2022 年 4 月～2026 年 3 月	2/3
2026 年 4 月～2029 年 3 月	1/2
2029 年 4 月～2031 年 3 月	1/3
2031 年 4 月以降	0

2　本契約の有効期間ごとに以下に定める金額。

本契約の有効期間	上限金額
2022 年 4 月～2026 年 3 月	111,111 円
2026 年 4 月～2029 年 3 月	83,333 円
2029 年 4 月～2031 年 3 月	55,555 円
2031 年 4 月以降	0 万円

3　車種ごとに月額リース料の見積価格のうち最も低い金額と車両の諸元や装備等が同等な既存の非電動車として GO が別途定める車種をリース期間 3 年のリースにて調達する場合の月額リース料として GO が別途定める金額の差額。